

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

医療法人財団県南病院

処方変更に係る原則

1. 問い合わせ等の簡素化を希望する場合、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル合意書」（以下「合意書」という。）を提出し、合意書の締結をもって実施する。
2. 保険調剤薬局での患者の待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、院外処方に関する保険調剤薬局からの疑義照会に関して、包括的に医師の同意がなされたものとして、各項目の対応を認める（薬剤師法第 23 条第 2 項）。
3. 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
4. 処方に医師のコメントがある場合はコメントを優先する。
5. 医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。
6. 処方変更に際しては、服用方法、安定性、価格、加算等に関して患者に十分な説明を行い、同意を得る。
7. 医療用麻薬、注射薬については本プロトコルの対象外とする。
8. 患者が判断できる可能性のある内容は、疑義照会する前に患者に確認する。
9. 判断に悩む場合やプロトコルに該当する項目においても疑問が生ずる場合は、必ず疑義照会を行った上で調剤する（過去のコメントがある場合も含む）。
10. 著しく患者へ不利益を与えた場合には、合意書の締結を解除する場合がある。

本プロトコルに関する問合せ窓口

TEL:029-841-1148 担当:薬剤科

【合意に基づき疑義照会することなく処方変更を可能とする事例】

(1) 変更調剤

- ① 成分が同一の銘柄変更（医療用麻薬、注射薬、吸入薬は除く）（情報提供一部不要）

【例】

アムロジン錠 5mg→ノルバスク錠 5mg

アムロジピン錠 5mg「VTRS」→ノルバスク錠 5mg

※ 先発品から先発品への変更は可。

※ 後発品から先発品への変更は可。（ただし患者に価格等を説明し同意を得る）

※ 後発品から後発品への変更は可。（ただし患者に価格等を説明し同意を得る）

※ 後発品から後発品への変更のみ情報提供不要とする。

- ② 異なる剤形への変更（医療用麻薬、注射薬、吸入薬、外用薬は除く。 患者の利点がある変更に限る。）（情報提供一部必要）

【例】

ノルバスク錠 5mg ⇔ ノルバスクOD錠 5mg

プラソルカストカプセル 112.5mg ⇔ プラソルカスト錠 112.5mg

ミヤBM錠⇔ミヤBM散

※ 用法用量に変更が生じないこと。

アダラートL錠 20mg からアダラートCR錠 20mg への変更は不可
（持続時間が違う為）

※ 消炎鎮痛外用貼付剤は例外（⑤参照）。

※ 先発品から別剤形先発品は情報提供が必要。

※ 後発品から後発品の変更でも同一グループ剤形以外の変更は情報提供が必要。

- ③ 異なる規格製剤への変更（医療用麻薬、注射薬、吸入薬は除く）（情報提供必要）

【例】

5mg 錠 1回2錠 → 10mg 錠 1回1錠

10mg 錠 1回0.5錠 → 5mg 錠 1回1錠

5mg 錠 1回1錠 → 10mg 錠 1回0.5錠

（半割の場合も含む）

※ 添付文書を逸脱しないこと。（例：リベルサス錠）

- ④ 外用剤（湿布や軟膏など）での製剤規格の変更（ただし合計処方量は変更しないこと）
（情報提供不要）

【例】

リンデロンVG軟膏 0.12%（5g）2本→リンデロンVG軟膏 0.12%（10g）1本

※ 1回使用量の変更は不可。

[例：ロキソニンテープ 50mg 2 枚からロキソニンテープ 100mg 1 枚への変更（あるいはその逆）]。

- ⑤ 同一成分の消炎鎮痛外用貼付剤におけるパップ剤からテープ剤（あるいはその逆）の変更（患者の希望があった場合）（情報提供必要）

【例】

ロキソニンパップ 100mg ⇔ ロキソニンテープ 100mg

- ⑥ 同一成分の消炎鎮痛外用貼付剤における温感から非温感（あるいはその逆）の変更（患者の希望があった場合）（情報提供必要）

【例】

ロキソプロフェン Na テープ(温感) ⇔ ロキソプロフェン Na テープ(非温感)

※ 整形外科の処方変更に関しては疑義照会をすること。

※ MS 温シップ ⇔ MS 冷シップの変更も可とする。

- ⑦ 吸入回数が異なる吸入製剤への変更（情報提供必要）

総吸入数が大きく変わらない範囲で規格を変更可能とする。

【例】

アドエア 500 ディスカス 28 吸入 2 本 ⇔ 60 吸入 1 本へ変更

※ 吸入数が不足するあるいはデバイスが変更になる場合は不可。

- ⑧ 噴霧回数が異なる点鼻製剤への変更（情報提供必要）

総噴霧数が大きく変わらない範囲で規格を変更可能とする。

【例】

アラミスト点鼻液 27.5 μ g 56 噴霧用 2 本 ⇔ 120 噴霧用 1 本へ変更

※ 噴霧数が不足するあるいはデバイスが変更になる場合は不可。

(2) 調剤方法の変更（情報提供必要）

- ① 処方薬剤を粉砕、混合する場合、また規格を追加して調剤する場合（医療用麻薬、抗がん剤、注射薬、吸入薬は除く）

【例】

フロセミド錠 40mg 2.5 錠 ⇔ フロセミド錠 40mg 2 錠とフロセミド錠 20mg 1 錠

- ② 服薬状況により一包化する、あるいはその逆（但し、抗がん剤、医療用麻薬は除く）

※ 患者希望またはアドヒランス不良が改善されると判断できる場合のみ。

※ 医師のコメントに一包化不可とある場合は除く。

※ 安定性データに留意すること。

※ 必ず患者に説明（服用方法、価格、加算）後、同意を得て変更すること。

※ 一包化調剤を行った場合は、必ず薬剤情報提供書を用いて服薬状況および変更理由を情報提供すること。

(3) 日数調整（数量調整）（医療用麻薬は除く）（情報提供必要）

① 残薬調整：継続されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整（短縮）した場合

【例】

ノルバスク錠 5mg 30 日分→27 日分（3 日分残薬あり）

※ 処方日数（数量）をゼロにすることは出来ない。

※ 残薬調整では、数日分の余裕を持たせる。

② 処方日数が必要日数に満たないと判断され、調整（延長）した場合

※ 日数の延長は次回受診日までに休薬や中止がなく継続が確認できる場合に限る。

※ 患者の要望などを理由とした必要以上の増量は不可。

③ DPP 4 阻害薬の週 1 回製剤、ビスホスホネート製剤（骨粗鬆症に使用）の週 1 回あるいは月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

【例】

（他の処方薬が 28 日分処方の時）

アクトネル錠 17.5mg（週 1 回製剤）1 回 1 錠 1 日 1 回起床時 28 日分→4 日分

④ 「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

【例】

（他の処方薬が 30 日処方の時）

バクタ配合錠 1 回 1 錠 1 日 1 回朝食後 1 日おき 30 日分→15 日分

⑤ 「曜日指定」等の連日投与しない指示のあるスルファメトキサゾール・トリメトプリム製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

【例】

（他の処方薬が 28 日処方の時）

ダイフェン配合錠 1 回 1 錠 1 日 1 回朝食後（月水金 内服）28 日分→12 日分

(4) 薬効に影響する用法の変更（情報提供必要）

① 内服のビスホスネート製剤の用法が「起床時」以外の場合の「起床時」への変更

【例】

フォサマック錠 35mg 1 回 1 錠 1 日 1 回朝食後→1 日 1 回起床時

- ② α -グルコシダーゼ阻害剤、速効型インスリン分泌促進薬の用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更

【例】

ボグリボース OD 錠 0.2mg 1 回 1 錠 1 日 3 回毎食後→1 日 3 回毎食直前

- ③ クラバモックス小児用配合ドライシロップの用法が「食直前」以外の場合の「食直前」へ変更

【例】

クラバモックス小児用配合ドライシロップ 1 回 1 包 1 日 2 回朝夕食後

→1 日 2 回朝夕食直前

- ④ 初回処方時に用法を疑義照会し、確認がとれているもしくはお薬手帳等から当院入院中処方と同じ用法であると確認がとれている漢方薬、EPA 製剤、EPA・DHA 製剤、メトクロプラミド、ドンペリドンの「食後」投与

【例】

五苓散 7.5g 1 日 3 回 毎食後

※ 必ず同一診療科であること。

※ 必ず患者に変更となる旨を説明後、同意を得て変更すること。

※ 必ず薬剤情報提供書を用いて過去の疑義照会の日時および変更内容を情報提供すること。

【運用開始日】2025 年 6 月 1 日(第 1 版)

2025 年 6 月 1 日 第 1 版